

平成18年度兵庫県水防計画修正概要

1 修正の理由

- (1) 兵庫県の組織改正に伴う変更
- (2) 市町村合併に伴う所管区域及び市町名の変更
- (3) 水防法改正に伴う変更の見直し修正
- (4) 水防指令の自動発令について

2 修正の概要

区 分	主な内容
(1)兵庫県の組織改正に伴う変更	県組織名等の変更
(2)市町村合併に伴う所管区域及び市町名の変更	三木市、美嚢郡(吉川町) 三木市 加東郡(社町、滝野町、東条町) 加東市 多可郡(中町、加美町、八千代町、黒田庄町) 多可郡(多可町) 姫路市、飾磨郡(夢前町、家島町)、神崎郡(香寺町)、宍粟郡(安富町) 姫路市 神崎郡(神崎町、大河内町) 神崎郡(神河町) 佐用郡(佐用町、上月町、南光町、三日月町) 佐用郡(佐用町) 龍野市、揖保郡(新宮町、揖保川町、御津町) たつの市 美方郡(浜坂町、温泉町) 美方郡(新温泉町) 洲本市、津名郡(五色町) 洲本市
(3)水防法改正に伴う変更	国土交通大臣所管の水防警報対象区域の増 国土交通大臣が行う水位情報周知河川の指定について
(4)水防指令の自動発令について	震度4以上の地震発生及び津波注警報発表時の水防指令の自動発令について明記